

審判上の注意

今大会は、(公社)日本ボート協会競漕規則及び大会実施要項に基づき行いますが、次の事項に注意してレースに臨んでください。

1 健康管理

- (1) 陸上、水上を問わず、体調・気分が悪いとき又はケガをしたときは、最寄りの審判員又は大会役員に申し出ること。
- (2) 熱中症対策として、待機中はできるだけ建物・テント内又は日陰で休むこと。
- (3) 水分補給を十分に行うとともに、できるだけ帽子を着用すること。

2 事故防止

- (1) 久々子湖はプレジャーボートが多く通行し、杭や浅瀬もあることから「航行ルール」をクルー全員で確認し、危険水域へは絶対に近づかないこと。
- (2) 練習水域とコースの境に約1mの黄色のポールを備えたブイが設置されているので、回漕中に接触・衝突しないよう注意すること。
- (3) フィニッシュした後、回漕して本部前(900m付近)を航行するときは、浅瀬や杭があるので岸に近づきすぎないこと。特に北風(逆風)の場合、艇が岸側に流されることがあるので、注意すること。
- (4) クルーは、救命具又はライフジャケットを各自1個と予備1個を装備すること(1×の場合は不要)。また、4×+の舵手は必ずライフジャケットを着用すること。ただし、トップコックス艇の場合、舵手がライフジャケットを着用すると転覆した場合、脱出できなくなるおそれがあるので、この場合は従来の救命具を携行すること。
- (5) 漕手は落水した場合、手を使わずに足がシューズから抜けるよう、シューズのがかと紐(ヒールコード)を取り付け、適当な長さ(7cm程度)で固定すること。ただし、ビンディングタイプのシューズを使用する場合を除く。

3 服装の統一

- (1) クルーは統一したユニフォーム(アンダーシャツ・タイツ等を含む。)を着用すること。
- (2) 帽子・ハチマキについてはクルー内で着用する者と着用しない者がいても良いが、2人以上が着用する場合は漕手・舵手とも同じ色・形・デザインのものとする。

4 発艇部署

- (1) 艇の故障などで発艇定刻に間に合いそうにない場合は、必ず最寄りの審判員に申し出て指示を仰ぐこと。ただし、申し出があっても概ね1レース程度の時間しか考慮しないので、オール・リガー等の点検を十分に行うこと。

- (2) 前のレースが発艇した後、発艇員が次のレースに出漕するクルーを呼び込むので、200m付近沖側の待機水域エリアで待機すること。なお、レーンには発艇員が呼び込むまでレーンに侵入することはできない。
- (3) クルーは発艇定刻2分前までに所定の発艇位置（ステイクボート）に着くこと。2分前までに着かなかったクルーには警告を与え、フォルススタート1回で除外とする。
- (4) 他艇に比べ著しい操舵未熟のため、発艇定刻になっても発艇位置に着けることができないクルーには警告を与え、更に3分経過しても発艇位置に着けることができない場合は2度目の警告を与え、除外とする。
- (5) 発艇猶予は認めないので、「ツーミニッツ」となったらいつでも発艇できるよう準備をしておくこと。また、発艇号令にもかかわらず発艇しなかったクルーは、競漕権を放棄したものとみなし、失格とする。
- (6) 発艇号令は、次の手順で行う。

通常スタート：ロールコール→「アテンション」（発艇旗を挙げる）→「ゴー」（同時に発艇旗を振り下ろす）
クイックスタート：（ロールコールなし）→「クイックスタート」→「アテンション」（発艇旗を挙げる）→「ゴー」（同時に発艇旗を振り下ろす）

発艇号令はスピーカーからの音声によるが、風・器具の不調等で途切れる場合もあるかも知れないので、発艇員が頭上に掲げた発艇旗の動きを注視し、旗が動いた瞬間に発艇すること。

5 回漕中の停止義務

- (1) 競漕レーンと並行して回漕レーンを航行する際、レース艇が近づいてきたら100m以上手前で停止し、すべてのレース艇が通過するのを待つこと。これに違反し審判から警告を受けた場合は、フォルススタート1回で除外とする。

6 レース中

- (1) 全ての艇は自己のレーンを進行し、他のレーンを侵害したり、他のクルーを妨害してはならない。レース中、他のレーンを侵害又は他のクルーを妨害するおそれのあるクルーに対して、主審は白旗を掲げ、当該クルー名をコールし、進むべき方向へ白旗を倒して警告を与える。警告を受けたクルーはただちに自己のレーンに戻ることに。
- (2) 競漕中、主審は衝突等の危険が生じたクルーに対して白旗を掲げ、「○○○トマレ！」とコールし、当該クルーだけの競漕を一時中止させることがある。危険を回避した後は再び競漕に復帰すること。
- (3) 競漕中、主審艇は極端に遅れたクルーを追い越すことがある。追い越されたクルーは主審艇の波をかぶることがあるかもしれないが、この場合、自ら忍ぶこと。

7 フィニッシュ後

- (1) 決勝戦を通過したクルーは、主審が白旗を掲げるまでその場で待機すること。

- (2) レースに対する異議の申し立ては、主審が白旗を掲げる前に漕手又は舵手が手を挙げて申し出ること。主審の判定に不服があるときは、クルーの代表者が書面により審判長へ異議の申し立てを行うことができる。書面によるもの以外は受け付けない。
- (3) 主審が白旗を掲げた場合は、そのレースが成立したことを示すものなので、回漕レーンで栈橋へ戻ること。
- (4) 主審が赤旗を掲げた場合は、そのレースに何らかのトラブルがあったことを示すものなので、主審の指示があるまで待機すること。

8 レース中の落水

- (1) いかなるクルーも定員を欠いて出漕することはできないが、レース中、不可抗力により漕手が落水してもそのクルーの着順は認められる。ただし、漕手が自ら飛び込んだと認められるときは、そのクルーを除外とする。
- (2) 1×においては、自力で乗艇し決勝戦を通過した時は着順が認められる。ただし、再乗艇を試みても次のレースに支障がある、又は危険であると主審が判断したときは、当該クルーを排除又は救助する。この場合、当該クルーは失格となる。

9 無線通信機器等の使用禁止

- (1) 艇内に無線通信機器（ラジオ、携帯電話を含む。）を持ち込むことはできない。これに違反した場合、当該クルーは失格とする。

10 所定の手続き

- (1) メンバー変更、ブレードカラーの不統一、棄権等の手続きは、所定の用紙に代表者の署名を添えてレース定刻の1時間前までに競漕委員会へ届けること。
- (2) 所定用紙は競漕委員会に置く。

11 舵手計量

- (1) 本大会において、舵手計量は行わない。

12 その他

- (1) 天候の急変等によるレース日程の変更等は、競漕委員会で決定する。
- (2) 自転車等の乗り物による伴走は禁止する。これに違反した場合、競漕委員会は当該団体に対し、警告等の適切な処置を行う。
- (3) バウナンバープレートを必ず艇首に取り付け、テープ等で固定すること。発艇前に脱落した場合は、最寄りの審判員に申し出て、その指示に従うこと。